

政令第 号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の二十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改め、同条第二号中「七百元」を「千三百円」に、「二百円」を「三百円」に改め、同条第三号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。